

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正  
鳥取県軍歴証明手数料条例施行規則
- ◇告示 牛及び馬の炭そ予防注射の実施  
土地改良区の定款変更の認可  
建設業者の登録  
土地の立入測量及び調査  
保険医の登録
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部改正
- ◇公告 理容師試験及び美容師試験の実施

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

### 鳥取県規則第十七号

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項を次のように改める。

2 鳥取県職業訓練所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
鳥取県米子職業訓練所	米子市
鳥取県倉吉職業訓練所	倉吉市

第五十七条の表地方課の項中

鳥取県新市町村建設促進審議会

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例第一条により、知事の諮問に  
応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の  
町村合併の推進に關し必要な調査及び審議に關する事務

を

鳥取県新市町村建設促進審議会

鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例第一条により、知事の諮問に  
応じて、新市町村建設計画の調整その他その実施の促進及び未合併町村の  
町村合併の推進に關し必要な調査及び審議に關する事務

危険物取扱主任者等試験委員

消防法第十六條の二第一項の規定による危険物取扱主任者試験及び映写  
技術者試験の実施に關する事務

に改め、同条の表厚生援護課の項中

鳥取県社会福祉審議会

鳥取県社会福祉審議会設置条例第一条の規定による社会福祉事業の全分  
野における共通的な基本事項その他重要な事項の調査審議及び知事に対す  
る意見の具申に關する事務

鳥取県医療扶助審議会

鳥取県医療扶助審議会設置条例第一条及び第二条の規定による医療扶助の適  
正な実施を図るため要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に關す  
る事項の審議並びに知事に対する意見の具申に關する事務

鳥取県同和对策審議会

鳥取県同和对策審議会設置条例第一条及び第二条の規定による同和对策  
の円滑な運営を図るため同和の啓蒙、同和教育、更生その他同和に關  
する事項の調査審議並びに知事に対する意見の具申に關する事務

を

鳥取県医療扶助審議会

鳥取県医療扶助審議会設置条例第一条及び第二条の規定による医療扶助の適  
正な実施を図るため要保護者の入院医療の要否その他医療の給付に關す  
る事項の審議並びに知事に対する意見の具申に關する事務

に改め、同条の表保険課の項中

鳥取県地方社会保険医療協議会

社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審  
査会の設置に關する法律第十三條第二項の規定による保険医及び保険藥  
劑師並びに医療担当者に対する適切な保険診療の指導に關する事項の審  
議及び報告に關する事務

鳥取県国民健康保険審査会

国民健康保険法第五十二條ノ八から第五十二條ノ十一までの規定による  
保険給付又は保険料その他の徴収金に關する決定に對する不服の審査及  
び保険給付に關する契約の紛争並びに療養担当者又はこれを支払うべき  
診療報酬の額の決定のあつ旋等に關する事務

鳥取県国民健康保険診療報酬審  
査委員会

国民健康保険法第四十七條ノ三の規定による療養担当者の提出した診療  
報酬請求書の審査に關する事務

を

鳥取県地方社会保険医療協議会

社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十三條第二項及び第十四條  
第二項の規定による療養担当者の保険診療に對する指導監督に關する事  
項並びに療養担当者の指定、指定の取消し、申出の受理、申出の受理の  
取消し及び登録の取消に關する審議、答申及び建議に關する事務

鳥取県国民健康保険審査会

国民健康保険法第九十一條の規定による保険給付に關する処分（被保険  
者証の交付の請求に關する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定  
による徴収金に關する処分に対する不服の審査に關する事務

に改め、同条の表中予防課の項の次に次の項を加える。

職業安定課

鳥取県職業訓練審議会

鳥取県職業訓練審議会設置条例第二条の規定による職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項の調査審議に関する事務

第五十七条の表中農業改良課の項の次に次の項を加える。

畜産課

鳥取県生乳取引調停審議会

酪農振興法第二十六条の二第三項の規定による生乳等取引契約にかかると紛争の調停に関する重要事項の調査審議に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

鳥取県軍歴証明手数料施行規則をここに公布する。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十八号

鳥取県軍歴証明手数料施行規則

(趣旨)

第一条 鳥取県軍歴証明手数料条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号。以下「条例」という。）の施行については、この規則の定めるところによる。

(申請書の様式)

第二条 条例第一条の規定により旧軍人軍属の履歴に関する証明を受けようとする者は、別記様式により作成した軍歴証明書交付申請書を知事に提出しなければならない。

(減免手続)

第三条 条例第三条の規定により生活の困窮を理由として手数料の減免を受けようとするときは、前条の軍歴証明書交付申請書に市町村長又は民生委員のその旨を証する書面を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

別記様式

軍歴証明書交付申請書

住所氏名		
証 紙	証明書の 使用目的	邦文 部
ちよう付欄	右書類の 提出先	英文 部

右の者の旧軍人（軍属）の履歴について証明書の交付をお願いします。

昭和 年 月 日

鳥取県知事氏 名 殿 氏 名

告 示

鳥取県告示第百八十号

次のように牛及び馬の炭そ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛及び馬の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 炭そ予防のため
  - 二 実施の区域 別表のとおり
  - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 炭そ予防注射…牛及び馬。ただし、生後四月以内並びに分べん前一月及び分べん後十日以内のものを除く。
  - 四 実施の期日 別表のとおり
  - 五 検査及び注射、駆除の方法 炭そ予防注射…炭そ第二予防液皮内注射法
- 別表

実施期日	実施区域	実施場所
四月二十二日	東伯郡赤碓町成美	成美家畜検診所
"	東伯町浦安	浦安
二十五日	" 下郷	下郷
二十六日	" 上郷	上郷
二十七日	" 八橋	八橋
"	赤碓町以西	以西
二十八日	北条町下北条	下北条
三十日	" 中北条	中北条

鳥取県告示第百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大谷溜池土地改良区及び松尾溜池土地改良区の定款変更は、昭和三十五年四月十九日認可した。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十五年四月二十二日

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (一) 第六二九号	昭三五、三、三	西村建設	日野郡江府町大字江尾八六五	西村藤太郎
" 第六三〇号	" 三、三	(有)河金組	東伯郡羽合町大字橋津二〇九	河金 敬儀

" 第六三一号	" 三、二	(有)中西組	鳥取市菖蒲二五五	中西 幸雄
" 第六三二号	" 三、二	(有)石本組	" 行徳八一の二八	石本 一夫
" 第六三三号	" 三、三	(有)今井組	日野郡江府町大字江尾一八五二の二	今井 智道
" 第六三四号	" 三、三	(有)菊水土木	八頭郡若桜町大字高野五三四	中村新次郎
" 第六三五号	" 三、一〇	福 田 組	米子市自久美町四一八	福田 頼
" 第六三六号	" 三、一二	松浦建設(株)	" 内町九四	松浦 利明
" 第六三七号	" 三、一二	(有)明工電設	鳥取市二階町四丁目三六	岡田 直道
" 第六三八号	" 三、一二	協和建設	" 川端町一丁目七	種田 正
" 第六三九号	" 三、一二	(有)国府建設	岩美郡国府町大字麻生三一四	小山 勘六
" 第六四〇号	" 三、二二	(有)松本組	日野郡日野町根雨一三五	松本 政一
" 第六四一号	" 三、二二	南 建 設	鳥取市国安四九九の一	木村 常蔵
" 第六四二号	" 三、二二	山陰温泉工業(株)	東伯郡北条町大字北尾	越野 実
" 第六四三号	" 三、三一	(有)藤田土木工業	鳥取市丸山二五〇の一	藤田 久雄

鳥取県告示第百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により、日本道路公団大阪支社長から次の区域の土地に立ち入り測量及び調査をする旨の通知を

受けた。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事業の種類 道路法による道路建設  
一 立ち入ろうとする土地の区域

西伯郡伯仙町、淀江町及び大山町地内の別図に示す  
計画路線より左右各一五〇メートル中の区域

一期 間 昭和三十五年四月十二日から昭和三十  
五年六月三十日まで

(注) 別図は省略し、その図面を鳥取県土木部管理課  
及び米子土木出張所に備えて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第百八十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ  
第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保 險 医	登 録 の 記 号	登 録
氏 名	番 号	年 月 日

原 慶 文 倉吉市越殿町一、四 鳥医七六一 昭和三五、  
〇八 四、一八

上原崇義 " 仲之町八二二 " 七六二 "  
中山公弘 " 米子市上福原一、八 " 七六三 "  
〇四

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第四号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改  
正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十二年十月鳥  
取県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正す  
る。

第七条第二項及び第三項を次のように改める。

2 警ら官は、警備課兼務とする。

3 警ら官は、警視の階級にある警察官をもつてあて、

警ら交通課長の指揮をうけて外勤警察に関する事務を  
処理し、警備課長の指揮をうけて警備実施に関する事  
務を処理する。

別表警備課の項の中欄に次の四号を加える。

- 五 警察法第七十一条の緊急事態警備に関する事
  - 六 警備、警護その他警備実施に関する事
  - 七 非常召集に関する事
  - 八 緊急事態における消防の応援に関する事
- 別表警備課の項の下欄に「警備実施係」を加える。  
別表警ら交通課の項の中欄を次のように改める。

- 一 外勤警察に関する事
- 二 交通警察に関する事
- 三 自動車の運転免許に関する事
- 四 派出所、駐在所等の設置に関する事
- 五 機動通信の運用に関する事
- 六 警備船の運用に関する事
- 七 機動警らに関する事

八 列車の警乗に関する事

別表警ら交通課の項の下欄中「警備実施係」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

理容師法施行令(昭和二十八年政令第二百三十二号)  
第五条第一項及び第二項並びに美容師法施行令(昭和三十  
二年政令第二百七十七号)第二条第一項及び第二項の  
規定に基づく理容師試験及び美容師試験を次のとおり実  
施する。

昭和三十五年四月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 日時及び場所

1 学科試験

日時 昭和三十五年五月二十二日午前八時三十分  
場所 鳥取市東町二丁目 鳥取県立鳥取西高等学校

2 実地試験

日時 昭和三十五年五月三十一日午前八時三十分  
場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第二項の規定に基づく厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設で理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条又は美容師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十三号）第八条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後一年以上の実地習練を経た者（実地習練については、指定養成施設を卒業した後、実地習練開始届を所轄の保健所に提出後学科試験の前日までに一年以上の期間を経過し、その間祝日、休日を除き二百八十日以上の実地習練を実施していなければならない。）

三 受験手続

受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ、次の書類を添えて昭和三十五年五月十日（火曜日）までによりの保健所に提出すること。

1 履歴書（最終学歴及び養成施設入学後受験まで詳記すること。）

2 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書

3 実地習練終了証明書の写

4 戸籍謄本

5 写真（出願前六月以内に撮影した名刺型、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの）二枚

6 実地試験のみの受験者にあつては、知事の発行した理容師又は美容師学科試験免除通知書又はその写

四 受験の方法

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。

2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

五 試験場に持参するもの

1 学科試験

受験通知書、筆記具、昼食及び上ばき

2 実地試験

(イ) 理容師試験を受ける者

受験通知書並びに白衣、調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品その他必要器具及び材料等

(ロ) 美容師試験を受ける者

受験通知書並びに白衣、コールドパーマメントウエーブ、電美パーマ施術上必要な器具（パーマネントマシン、ドライヤー、こんろを除く。）材料、化粧品、応急薬品その他必要器具及び材料等

(ハ) 実地用モデルを同伴すること。ただし、美容の

モデルは年令十八才から三十才までの者であつて、いちぢるしく髪にくせのない者であること。

(ニ) 実地習練実施簿（習練期間中のもの全部）及び実地習練票

六 その他

別記様式

理容師試験受験願書（実地試験のみの受験者は、美容師試験受験願書「実地」と朱書すること。）

本籍地

現住所

（たれだれ方まで記入すること。）

氏（ふりがな） 名

年 月 日生

一 受験種別 理（美）容師

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたので、別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十五年 月 日

右氏

名 印

鳥取県知事 石破二郎殿